東光監査法人

TOKOニュースレター

Ｖｏｌ．１７３/２０２５年5月号
発行日：２０２５年5月１５日

先月はトランプ米大統領が日米間の関税交渉に異例の形で関与し、会談に出席したことが大きな注目を集めました。トランプ大統領の出席を受け、為替市場ではドルが主要通貨に対して下落し、特に円高が進みました。トランプ大統領は対日貿易赤字の解消や、アメリカ製品の輸入拡大などを日本側に求めていると報じられています。しかし、過度な保護主義は米国経済に深刻な打撃を与え、トランプ大統領が関税政策を大幅に見直す可能性も否定できません。いずれにしても今後も金融市場を混乱させることが懸念され、注意深く見守る必要があります。

最新情報（２０２５年4月１日～２０２５年4月３０日）

１．業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内　　容	適用時期等
2025年 4月23日	公開草案	「業種別委員会実務指針第49号「みなし小売電気事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第 49 号「みなし小売電気事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 これまで、沖縄電力株式会社は、他のみなし小売電気事業者と比較して、規制料金の範囲などが異なることから、費用の配賦について、独自の算定ルールが設けられてきました。 この点、規制料金の変更認可申請に係る審査ルールの見直し等を目的として、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の改正と併せてみなし小売電気事業者部門別収支計算規則（以下「部門別収支計算規則」という。）の改正が行われ（令和７年３月 31 日公布）、沖縄電力株式会社にのみ適用されていた条文が削除され、2025 年３月 31 日から他のみなし小売電気事業者と同じ条文が適用されることとなりました。 また、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会が実施する行	－

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

			政監査の指針となる訓令である「電気事業の部門別収支に関する監査について」（令和７年４月９日）が示す内容を踏まえて、部門別収支計算書を作成することが求められることとなりました。 本改正は、当該改正を受けて見直しを行ったものです。	
2025年 4月23日	公開草案	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第 38 号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 投資事業有限責任組合の事業範囲拡大に伴い情報開示をより徹底する観点から、2025 年2月 25 日に改正「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則」（以下「有責組合法施行規則」という。）が公布され、投資事業有限責任組合会計規則（令和５年 12 月５日　経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）の内容が有責組合法施行規則に規定されました。本実務指針の改正は、改正された有責組合法施行規則との整合性を図るために見直しを行ったものです。 具体的には、有責組合法施行規則の改正に合わせて、用語及び参照条文等の修正を行いました。また、現行の投資事業有限責任組合契約に関する法律に合わせて、用語等の修正を行いました。	ー
2025年 4月23日	実務指針	「業種別委員会実務指針第69号「特定複合観光施設区域整備法に基づく四半期レビューに関する実務指針」の改正」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2025 年4月 17 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第 69 号「特定複合観光施設区域整備法に基づく四半期レビューに関する実務指針」の改正」を公表いたしましたので、お知らせします。 期中レビュー基準報告書第２号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」（以下「期中レビュー基準報告書第２号」という。）の改正（2025 年3月 18 日）を受けて、見直しを行ったものです。	ー
2025年 4月23日	実務指針	「業種別委員会実務指針第72号「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」の改正」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2025 年4月 17 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第 72 号「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」の改正」を公表いたしましたので、お知らせします。 期中レビュー基準報告書第２号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」（以下「期中レビュー基準報告書第２号」という。）の改正（2025 年3月 18 日）を受けて、見直しを行ったものです。	

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

２．IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

３．学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

４．非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内　　容	適用時期等
2025年 4月18日	公開 草案	「非営利法人委員会実務指針「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」」【令和６年基準】（公開草案）及び「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」【平成20年基準】（公開草案）の公表について	2024 年（令和６年）５月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布され、2025 年４月１日から施行されました。本改正により、公益法人制度の改革が行われることとなりました。 これを受け、内閣府では、必要な見直し及び「わかりやすい財務情報の開示」を実現するため、新しい「公益法人会計基準」等（以下「令和６年基準」という。）を 2024 年 12 月に決定、公表しました。 この令和６年基準は、原則、2025 年４月１日以降に開始する事業年度から適用されますが、2028 年４月１日前に開始する事業年度までは、従前の会計基準を引き続き適用することができる、とされています。そのため、2008 年（平成 20 年）に定められた公益法人会計基準等（以下「平成 20 年基準」という。）も存置されることとなります。 日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、以上のような対応を踏まえ、令和６年基準を適用する公益法人等の監査における留意点を新たな実務指針として取りまとめるとともに、平成 20 年基準に係る監査の実務指針第 34 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の適合修正について検討し、このたび一通りの検討を終えたため、草案として公開し、広く意見を求めることといたしました。	ー

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

2025年 4月21日	公開 草案	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」」の改正について （公開草案）	2024年9月26日付けで「監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」」が改正され、これに対応するため、同日付けで「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」」が改正されました。 これを受けて公会計委員会では、「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」」の改正の検討を行いました。 このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	－

5．IT関係（テクノロジー委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内　　容	適用時期等
2025年 4月17日	お知 らせ	テクノロジー委員会研究文書第11号「監査におけるＡＩの利用に関する研究文書」の翻訳完了について	日本公認会計士協会（テクノロジー委員会）では、2024年8月13日に公表しましたテクノロジー委員会研究文書第11号「監査におけるＡＩの利用に関する研究文書」につきまして、海外向けに発信することを目的として英訳を行っておりましたが、このたび、その作業が完了いたしましたので、お知らせいたします。	－

6．その他（会計制度委員会等）

該当なし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

Ⅱ．連絡広場（ワンポイントメッセージ）

2025 年3月 28 日付けで、金融担当大臣から全上場企業に対して「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」が発出されました。

株主が総会で議決権を行使できるよう十分な情報を事前に提供することを目的とし、同要請では、「有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の３週間以上前に行うことが最も望ましい」との考えが示された上で、取り組みの第一歩として、「まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出すること」の検討を求められています。

昨今、サステナビリティ開示等の開示内容は拡充される一方で、「有価証券報告書の作成・開示負担の軽減、監査・保証品質の更なる確保、株主・投資家による十分な検討期間の確保」という３点を達成するためには、日本公認会計士協会では、株主総会の後倒しと開示書類の一体化・一本化を行っていくことが必要と考えています。

今後、金融庁に設置された「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」において課題の検討がなされていく予定ですので、こちらのニュースレターでも随時情報提供を行っていきたいと思います。

以上

【発行元】
東光監査法人　ナレッジチーム
〒162-0824
東京都新宿区揚場町１番１号　揚場ビル３階
Tel:03-6904-2702　Fax:03-6904-2703

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved